定 例 会 議 会 議 録

開 催 日 時	令和８年７月29日（水）午前10時00分 ～ 午後０時15分	
開 催 場 所	特別会議室、公安委員会室	
区 分	『全 体 会 議』 議 題 ・ 要 旨	主管部
【報告事項】	**１ 令和８年宮城県警察基本目標の取組状況等について（中間報告）** ○ 刑法犯認知件数の抑止について 【生活安全部】 本年６月末の県内の刑法犯認知件数は5,298件であり、前年同期と比較して30件、0.6％の増加となっている。認知件数が最も多いのは窃盗犯の3,239件であり、前年同期と比較して、121件減少している。窃盗犯のうち手口別で多いのは、万引きが887件で、前年同期と比較して77件減少したものの、自転車盗が833件で、前年同期と比較して86件増加している。 特殊詐欺については、本年６月末における認知件数は357件で前年同期と比較して129件の増加、被害額は約25億２万円であり、前年同期と比較して約14億2,495万円の増加となっている。そのうち、ニセ警察詐欺の認知件数は57件で、前年同期と比較して５件の増加、被害額は約４億6,744万円で、前年同期と比較して約２億4,353万円増加している。 また、ＳＮＳ型投資詐欺の認知件数は107件で、前年同期と比較して86件の増加、被害額は約14億6,821万円で、前年同期と比較して約12億3,669万円の増加となっている。そして、ＳＮＳ型ロマンス詐欺の認知件数が44件で、前年同期と比較して５件の減少、被害額は約２億4,407万円で、前年同期と比較して約１億4,066万円の減少となっている。特殊詐欺の被害は高い水準で推移しており、警察庁推奨アプリの普及促進を始めとした犯人からの電話を直接受けないための対策、関係機関や防犯団体等と連携した防犯広報啓発活動、固定電話対策などを引き続き強化していく。 ○ 交通事故死者数の抑止について 【交通部】 本年６月末の交通事故死者数は21人で、前年同期比で３人増加している。死亡事故の特徴として、65歳以上の高齢者の死者数が８人で、全死者数の約４割を占めており、状態別では四輪乗車中が５人、歩行中が３人となっている。また、車両相互の正面衝突や車両単独の工作物衝突など、車線逸脱事故による死者数は10人で、前年同期比で３人増加し、全死者数の約５割を占めている。以上の特徴と傾向を踏まえ、年間抑止目標の達成に向けて、関係機関団体と連携した広報啓発活動、交通安全施設の整備、交通指導取締り等の各種交通事故抑止対策に取り組んでまいりたい。 ○ 犯罪検挙状況について 【刑事部】 刑法犯の検挙件数は、前年より184件増加の2,403件、検挙人員は、前年より130人増加の1,469人、検挙率は、前年より3.3ポイント増の45.4％となっている。特徴として検挙件数で主に増加したのは窃盗犯であり、前年同期で153件増加の1,388件を検挙している。窃盗犯の検挙が増加した要因は、同一犯による連続的・広域的な犯行を認知した際、本部及び関係警察署の間で積極的な情報共有及び合共同捜査を推進したほか、取調べによ	総務部

る余罪を追及したことが考えられる。また、検挙人員で主に増加したのは窃盗犯のうち万引き犯であり、前年より65人増加の424人を検挙している。今後も効果的な組織捜査を展開し、被疑者の徹底検挙に努めてまいりたい。

【生活安全部】

令和８年６月末の特別法犯全体の検挙状況は前年と比較して件数・人員ともに減少している。生活安全部関係の検挙については244件215人であり、件数、人員ともに減少しているが、国分町地区を中心とした風俗環境浄化対策として、ホストクラブ店長やスカウト組織構成員らによる職業安定法違反、仙台市青葉区内のソープランドにおける売春防止法違反などを検挙したほか、生活経済事犯ではオンラインカジノを使用した投資名目の出資法違反を検挙するなど、時代の流れに即した社会的に関心の高い悪質な犯罪を検挙している。今後も、あらゆる警察活動を通じて端緒把握に努め、県民に不安を与える悪質な事犯に重点を置いた特別法犯の検挙に努めてまいりたい。

【組織犯罪対策局】

特別法犯のうち、令和８年６月末における薬物事犯検挙は、85件39人で前年同期と比較して検挙件数は８件増加、検挙人員は、６人減少している。前年同期と比較して、覚醒剤事犯の検挙件数人員ともに減少したが、大麻事犯の検挙件数人員は増加し、覚醒剤事犯を上回った。大麻事犯検挙の増加要因として、職務質問などの街頭活動の強化、東北厚生局麻薬取締部との合同捜査により組織中枢の検挙を推進し、密売組織の壊滅を図った結果と考えている。また、大麻乱用拡大の一因として、30歳未満の若年層においては、大麻の危険性を軽視する誤った情報の影響や、入手方法の容易さに魅力を感じている者が増加したものと考えている。引き続き薬物事犯の取締りに努めてまいりたい。

委　　員：投資詐欺が増加していることについて、引き続き広報等を積極的に行っていく必要があると思う。

委　　員：刑法犯の検挙率は、宮城県が45.4%で全国平均が38%とのことだが、検挙率の全国平均が約４割という数値は大体同じ傾向で推移しているという認識でよいか。

刑事部長：そのとおり。

委　　員：先日中学生が乾燥大麻の所持で逮捕されたとの報道を見たが、中学生の事犯ということにショックを受けた。現在犯罪が低年齢化しているということは聞いているものの、今回のように中学生が薬物で検挙されるという事犯は他にもあるのか。

組織犯罪対策局長：中学生の事犯は希なケースである。ただし、10代後半の少年の検挙はこれまでも確認されており、有職少年の検挙も多くなっている。少年の犯行はマスコミに取り上げられることが多く、また、十数年前から覚醒剤事犯が減少傾向にあり、逆に末端価格が覚醒剤の10分の１程度である大麻事犯が増加してきている。

委　　員：報道では大麻の末端価格が6,400円と報じており安くなっていると感じた。

組織犯罪対策局長：大麻はその成分を模した食品等も出回っており、大麻の浸透が全国に広がってきているものと思われる。

生活安全部長：警察では小学校から高校までの学校において薬物乱用防止教室を実施しており、昨年は129校で実

施している。少年警察ボランティアなどと連携しながら薬物の危険性を知らせるキャンペーン等を継続的に実施していくとともに、サイバーパトロールを通じて、違法薬物に関する投稿の削除要請も行い、薬物事犯の未然防止に努めてまいりたい。

２　仙台七夕花火祭・仙台七夕まつりの警備概要について　地域部

仙台七夕花火祭は８月５日、東北大学の萩ホール南側敷地内で、19時30分から20時30分までの１時間の間に16,000発が打ち上げられる予定である。人出予想については昨年と同程度の約45万人を見込んでおり、観覧場所については、有料観覧席が４箇所4,360席、無料エリアは５箇所６万2,500人が収容可能なスペースを設けている。警備体制は昨年とほぼ同程度で万全の体制で警備に臨むこととしている。昨年との変更点として、仙台市営地下鉄東西線国際センター駅北側の青葉山交流広場が昨年は有料観覧席を設置していたが現在は使用不可となっているため使えないこと及び熊対策としてマニュアルを作成し、中止の判断基準、対応フローチャート、出没エリア判断マップ等に基づいた判断行動基準を明確化した。仙台七夕まつりは８月６日から８月８日までの３日間開催される。七夕飾りの掲出場所は昨年同様中央通り、東一番町通りアーケード内等となっており、おまつり広場については市民広場工事中のため勾当台公園に設置される。開催期間中は主要交差点等の適切な対応、七夕飾りアーケードに接続する路線の車両進入規制、一方通行の解除や雑踏の整理を行い、万全の体制で臨むこととしている。

委　　員：七夕まつりが来月から始まるが、先日熊本県で大きな地震があり、応援部隊が西日本だけでなく東北にも要請がかかるかもしれない中で、体制的にも警察官の皆さんに負担がかかる部分も想定される。酷暑の中で健康管理にも配慮をしていただいて、任務を遂行していただきたい。

地域部長：承知した。

３　生活道路における法定速度の引下げに向けた対応状況等について　交通部

改正の趣旨は、道路標識による最高速度が指定されてない一般道路のうち、主に地域住民の日常生活に利用されるような道幅が狭い、いわゆる生活道路について、自動車の速度抑制をすることによって、安全対策を強化するものである。改正内容は、一般道路のうち、中央線や中央分離帯、中央を分離する工作物等が設置されていない住宅街や市街地を走る幅員の狭い生活道路については、法定速度30キロが適用されることとなるものである。その他の道路については、引下げ対象外となるので、引き続き法定速度60キロが適用され、従来通り道路標識等によって、40キロや50キロ、最高速度が指定されている道路につきましては、その速度が適用される。なお、施行日は本年９月１日からとなっている。施行に向けた取組状況については、これまで国交省をはじめ、県、市町村等の道路管理者と連携して、中央線の有無、交通量、道路幅員等の観点から、法定速度引下げが適用されることが、交通実態と合わない道路の把握を実施してきた。そして、把握された実態と合わない区間については、交通実態に沿うよう、時速40キロ又は50キロの最高速度規制や中央線の新設、抹消等を実施することによって、法定速度の適正化を図ることとしている。また、県民に対する広報として、

	県政だよりやフェイスブック、県の広報アプリであるポケットサインなど、各種広報媒体へ掲載している他、運転免許更新時講習での教養や交通関係各団体と広報活動を推進している。県内の道路状況については、県内の道路実延長が２万6,084.6キロであり、このうち、法定速度30キロが適用となる対象道路は1万7,344.7キロと推定され、県内の約66％が該当するものと見込まれている。そのうち一般道路では、これまでにも安全対策として、指定速度規制等が実施されており、調査の結果、新たに速度規制等の対応を必要とする路線は約435キロとなっており、現在、９月の施行日までに順次、中央線の整備や道路標識等の対策を実施しているところである。 委　　員：中央線を設置できない幅員5.5メートルの未満の道路が法定30キロ適用道路と推定するとのことだが、例えば中央線が設置されていないが、幅員が5.5メートルより広い道路はどちらになるのか。 交通部長：中央線がない道路は一律法定速度30キロが適用されることになるが、そういった道路で例えば人通りの少ない１本道である場合などは30キロに落とした場合に実態と合わない状況になるため、新たに40キロや50キロの指定速度規制を設置することによって補足することとしている。 委　　員：承知した。	

区　分	『個　別　審　議　等　会　議』	
【決裁事項】	1　苦情の受理について	総　務　課
	2　苦情の調査結果及び通知案について	総　務　課
	3　審査請求の裁決案について	監　察　課
	4　風俗営業行政処分の聴聞実施について（４件）	生活安全企画課
	5　宮城県道路交通規則の一部改正について	交通企画課
	6　道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	運転免許課
【報告事項】	1　風俗環境浄化協会の事業報告について	生活安全企画課
	2　交通規制の意思決定について（令和８年７月分）	交通規制課